改正案()「東県社会権権治政府条則	<b></b>
_ ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
改正 昭和三○年 七月三一日規則第 昭和三三年 九月三○日規則第	
三六号 四五号改正 昭和三○年 七月三一日規則第 昭和三三年 九月三○日規則第	三六号 四五号改正 昭和三○年 七月三一日規則第 昭和三三年 九月三○日規則第
昭和三九年 八月 一日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第	昭和三九年 八月 一日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第
昭和五五年 四月三〇日規則第 昭和六二年 四月 一日規則第五二号    二八号	昭和五五年(四月三〇日規則第 昭和六二年(四月)一日規則第五二号 一八号
二六号 三二七号 四月三〇日規則第 昭和六二年 四月 一日規則第	二六号 三十七号 三十七号 四月 二十号 昭和五五年 四月三〇日規則第 昭和六二年 四月 一日規則第
平成《四年》四月、一日規則第 平成一二年一〇月一三日規則第一一一十二十月	平成(四年)四月(一日規則第 平成一二年一〇月一三日規則第(二十五)
五七号 一五五字 1月 24 27 十二共民党公氏十二分十二十共民党	五七号 以
平成二三年一〇月(七日規則第 平成二九年(三月三一日規則第	平成二三年一〇月(七日規則第 平成二九年(三月三一日規則第)
1   m	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
令和 二年 二月 七日規則第	令和 二年 二月 七日規則第
<b>日</b> 中	<b></b> <b></b> <b></b>
<b>于</b> 秦県社会福祉法施行補則	<b>于莱県社会福祉法施行領則</b>
題名改正〔平成一二年規則一五五号〕	題名改正〔平成一二年規則一五五号〕
(皿名)	(皿名)
第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)の	第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)の
施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めると	施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めると
nんによる。	いんに <del>ん</del> る。
一部改正〔平戌一二年規則一五五号〕	一部改正〔平成一二年規則一五五号〕
(届出、申請等の様式)	(届出、申請等の様式)
第二条 次の各号に掲げる法に基づく届出、申請等は、それぞれ当該各号に定	第二条 汝の各号に掲げる法に基づく届出、申請等は、それぞれ当該各号に定
める届出書、申請書等により行うものとする。	める届出書、申請書等により行うものとする。
一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書(別記	一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書(別記
無一中療式)	無一心療式)
二、法第四十五条の三十六第二項の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可	二、法第四十五条の三十六第二項の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可
申 書書 (別記第二字様式)	申請書 (別記第二号様式)
三、法第四十六条第二項の認可又は認定の申請、社会福祉法人解散認可・認	三、法第四十六条第二項の認可又は認定の申請 社会福祉法人解散認可・認
定申請書 (別記第三号様式)	定申請書 (別記第三号様式)
四 法第五十条第三項及び第五十四条の六第二項の認可の申請 社会福祉法	四 法第五十条第三項及び第五十四条の六第二項の認可の申請 社会福祉法

改正案

人合并認可申請書 (別記第四号篆式)

- 五 法第六十二条第一項の届出 第一種社会福祉事業経営届(別記第五号隊 七)
- 六 法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書 (別記第六号籐式)
- 七 法第六十三条第一頃、第六十四条、第六十八条、第六十八条の三、第六 十八条の四又は第六十九条第二頃の届出 社会福祉事業変更・廃止届(別 罚)形力 中源式)
- 八 法第六十三条第二頃の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書(別記 第八号 策式)
- 九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開 始届 (別記第九号籐式)
- 十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉 事業経営許可申請書 (別記第十号様式)
- 十一 法第六十八条の二の届出 住居の用に供するための施設を設置する第 二種社会福祉事業開始届 (別記第十一号籐式)
- 十二 法第六十九条第一項の届出 住居の用に供するための施設を必要とし ない第二種社会福祉事業開始届(別記第十二号様式)
- 十三 法第百二十五条の認定の申請 社会福祉連携推進認定申請書(別記第 十川 中 懸式 )
- 十四 法第百三十九条第一項の認可の申請 社会福祉車携権進失人定款変更 認可申請書 (別記第十四号儀式)
- 十五 法第百四十条の認定の申請 社会福祉連携推進方針変更認定申請書 (別記第十五号様式)
- 十六 法第百四十二条の認可の申請 代表理事選定・解職認可申請書(別記 第十六号 様式)

全部改正 [昭和六二年規則三七号]、一部改正 [平成一二年規則 ] 五五号・二三年一一一号・二九年一七号・令和二年四号〕

(書類堤出の義務)

第三条 社会逼趾事業を経営する者は、毎会計年更終了後一月以内に吹の各号 第三条 社会逼趾事業を経営する者は、毎会計年更終了後一月以内に吹の各号 に掲げる書類(助産施設を経営して社会福祉事業を経営する者にあっては、 第一号に掲げる書類)を知事に提出しなければならない。

事業器当事

**男**行

人合併認可申請書 (別記第四号儀式)

- 五 法第六十二条第一頃の届出 第一種社会福祉事業経営届(別記第五号隊 七)
- 大・法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書 (別記第六号籐式)
- 七 法第六十三条第一頃、第六十四条、第六十八条、第六十八条の三、第六 十八条の四又は第六十九条第二頃の届出 社会福祉事業変更・発止届(別 罚簿七号篆式)
- 八 法第六十三条第二項の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書(別記 第八号 族式)
- 九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開 始届 (別記第九号籐式)
- 十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉 事業経営許可申請書 (別記第十号様式)
- 十一 法第六十八条の二の届出 住居の用に供するための施設を設置する第 二種社会福祉事業開始届 (別記第十一号籐式)
- 十二 法第六十九条第一項の届出 住居の用に供するための施設を必要とし ない第二種社会福祉事業開始届(別記第十二号様式)

(海敦)

(海設)

(粧穀)

全部改正 [昭和六二年規則三七号]、一部改正 [平成一二年規則 ] 五五号·二三年一一一号·二九年一七号·令和二年四号]

(書類堤出の凝筋)

に掲げる書類(助産施設を経営して社会福祉事業を経営する者にあっては、 第一号に掲げる書類)を知事に提出しなければならない。

事業報告書

<b>松</b> 旧祭	<b></b>
11	1
三 収支決算書	三
四 翌年度の事業計画書	四、翌年度の事業計画書
五 翌年度の収支予算書	五 翌年度の収支予算書
大 役職員名簿	六 役職員名簿
一部改正〔昭和五五年規則二六号〕	一部改正〔昭和五五年規則二六号〕
<u> </u>	宝
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
2 社会事業法施行細則(昭和十三年千葉県令第二十五号)は、廃止する。	2 社会事業法施行細則(昭和十三年千葉県令第二十五号)は、廃止する。
附 則(昭和三十年七月三十一日規則第三十六号)	附 則(昭和三十年七月三十一日規則第三十六号)
この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。	この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。
附 則(昭和三十三年九月三十日規則第四十五号)	附 則(昭和三十三年九月三十日規則第四十五号)
こ この規則は、昭和三十三年十月一日から施行する。	1 この規則は、昭和三十三年十月一日から施行する。
る この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、	
既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。	既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。
附 則(昭和三十九年八月一日規則第五十二号)	附 則(昭和三十九年八月一日規則第五十二号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)	附 則(昭和五十三年四月一日規則第十八号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十五年四月三十日規則第二十六号)	附 則(昭和五十五年四月三十日規則第二十六号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六十二年四月一日規則第三十七号)	附 則(昭和六十二年四月一日規則第三十七号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成四年四月一日規則第五十七号)	附 則(平成四年四月一日規則第五十七号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 到 (平成十二年十月十三日規則第百五十五号)	附 到(平成十二年十月十三日規則第百五十五号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 到 (平成二十三年十月七日規則第百十一号)	附 到(平成二十三年十月七日規則第百十一号)
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 別(平成二十九年三月三十一日規則第十七号)	附 別 (平成二十九年三月三十一日規則第十七号)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。	この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
	附 到 (令和二年二月七日親則第四号)
この規則は、令和二年四月一日から施行する。	この規則は、令和二年四月一日から施行する。

<b>松</b> 山條	<b></b>
16 21	100 日
第一 中 様 式	<b>第一</b> 中
(無1) (無1) (無1)	(無二条無一応)
全部改正〔昭和62年規則37ē〕、一部改正〔平成4年規則57ē・12	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12
世155中・29世17中〕	世155吹・29世17吹〕
無11中機式	無口心療式
(無1) (無1) (無1) (無1) (無1) (無1)	(無二条無二応)
全部改正〔昭和62年規則37ē〕、一部改正〔平式12年規則155ē・29	全部改正〔昭和62年規則37ē)、一部改正〔平成12年規則155ē・29
世17中]	世17中〕
<b>第</b> 川中榛犬	<b>無川心蒸</b> 式
(無川然無川心)	(無1) 《無11) (無1) (無1) (無1) (無1) (無1) (無1) (無1)
全部改正〔昭和62年規則37ē〕、一部改正〔平成4年規則57ē・12	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12
世155中・29世17中〕	<b>世155吹・29世17吹</b> 〕
<b>熊</b> 四 中 様 式	<b>熊</b> 国 中 様 式
(紙川巛無回心)	(無二条無回心)
全部改正〔昭和62年規則37ē〕、一部改正〔平戌4年規則57ē・12	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12
世155中・29世17中]	<b>世155</b> 中・29世17中〕
第五中様式	第 日 中 様 式
(紙川巛無用中)	(無川休)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕
第六号様式	第六中族式
(紙1) (無代中)	(第二条第六号)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕
<b>能七中榛</b> 式	第七中 様式
(紙1) (無七中)	(無1) (無1) (無1)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令
柱の年440]	和 2 年 4 号 〕
第八号様式	第八号様式
(第二条第八中)	(無二条第六号)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕
第九号様式	第九号様式
(無二条無七中)	(第二条第九号)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕

<b>松</b> 旧條	<b></b>
第十中様式	第十号様式
(紙川巛紙十中)	(無二条無十中)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕
<b>第十一中様式</b>	第十一 中 様 式
(紙川巛紙十一中)	(無二条無十一中)
追加〔令和2年規則4号〕	追加〔令和2年規則4号〕
第十二中様式	第十二中様式
(紙1)   (紙1)   (紙十1)   (	(無二条無十二中)
全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・合	全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令
程 20年 4 中〕	型の年4季]